

口頭審理期日における当事者等の出頭の オンライン化 —令和3年特許法等の一部改正—

審査第二部 自動制御

大屋 静男

抄録

特許法等の一部を改正する法律案が令和3年3月2日に閣議決定され、第204回国会（常会）において可決・成立しました。同法律により特許法第145条等が改正され、無効審判等の口頭審理の期日において、当事者及び参加人が審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して手続に関与できるようになりました。これにより、当事者等が感染症等に対する不安を持つことなく口頭審理に参加できるようになるとともに、デジタル化等の社会構造の変化への対応が進み、ユーザーの利便性向上につながると考えられます。本稿では、本改正の背景及びその具体的内容を紹介するとともに、民事裁判手続のIT化の動向とその審判手続への影響について説明します。

1. はじめに

特許法等の一部を改正する法律案が令和3年3月2日に閣議決定され、第204回国会（常会）において可決・成立しました。同法律は、「(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備、(2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し、(3) 訴訟手続や料金体系の見直し等の知的財産制度の基盤の強化、を柱」¹⁾とされており。

上記(1)には、無効審判等の口頭審理において当事者及び参加人が審判廷に出頭することなくオンラインで手続に関与することを可能にするための改正や、感染症の拡大等のために特許料の納付期間を徒過した場合における割増特許料の納付を免除できるようにするための改正などが含まれます。

上記(2)には、訂正審判等において通常実施権者の承諾を不要とするための改正や、海外事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付けるための改正などが含まれます。

上記(3)には、特許権の侵害訴訟において、裁判所が広く第三者から意見を募集できるようにするための改正や、特許料等の料金体系を見直すための改正などが含まれます。

以上のとおり改正は多岐にわたりますが、本稿では、これらの改正のうち、口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化に係る改正について、改正の背景及びその具体的な内容等を紹介するとともに、民事裁判手続のIT化の動向とその審判手続への影響について説明します。

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の廃止に係る法改正の内容については拙稿²⁾に詳細に記載しましたのでご参照ください。

なお、本稿で示した見解は、全て筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織としての見解を示すものではありません。

2. 現行制度の概要

(1) 口頭審理とは？

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法（以下特

1) 経済産業省HP、「[特許法等の一部を改正する法律案]が閣議決定されました」参照。
<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html>

2) 大屋静男、訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の廃止—令和3年特許法等の一部改正によるライセンス実務への影響—、知財管理、Vol.71, No.7, pp.896～907 (2021) 参照。

許法について説明します。括弧書きの条文は特に断りのない限り特許法の条文を示します。)の審理の審理の方式には、書面審理と口頭審理があります。

特許無効審判及び延長登録無効審判は口頭審理によることとされています(第145条第1項)。拒絶査定不服審判及び訂正審判は書面審理によることとされていますが、当事者の申立により又は職権で口頭審理によるものとすることができます(同条第2項)。

口頭審理の意義は、「書面では、十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者の説明を受けることで、技術内容の正確な把握にも役立つもの」と説明されます(審判便覧33-00の1.)。

口頭審理による審判をするときは、審判長は口頭審理の期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行うこととされており(同条第3項)、呼出しを受けた当事者及び参加人は、指定された期日に、指定された場所(審判廷)に出頭する必要があります。

当事者及び参加人が正当な理由なく口頭審理の期日に出頭しなければ、過料に処されます(第203条)。

通常、口頭審理は特許庁の審判廷において行われますが、審判長が当事者の所在地の最寄りの会議室等の場所を指定し、その場所に審判官及び審判書記官が出向く、いわゆる巡回審判により行われることもあります。

口頭審理は、公開して行うこととされています(第145条第5項)。これは、裁判の公開を定める

憲法第82条に倣い、審判の公正を担保するためのものです。

また、口頭審理の手続の適法性を公証するため、期日において審判書記官が調書を作成することとされています(第147条)。

口頭審理では、正面に審判長と2人の陪席審判官が座り、審判官に向かって左側に請求人、右側に被請求人が座ります(図1)。傍聴席を一般に開放することで口頭審理の公開が担保されます。

(2) 証拠調べとは？

審判の審理と結論が適正であるためには、「事実認定」(事実の存否の確定作業)の根拠と過程が公正かつ合理的である必要があります、事実を認定するためには原則として証拠が必要になります(審判便覧35-00の2.)。その証拠を取り調べる手続が証拠調べであり、特許法では「審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠調べをすることができる。」と規定されています(第150条第1項)。

証拠調べにおいて取調べの対象となるものを証拠方法といいます。取調べの対象が人の場合を人証、物体である場合を物証といいます。人を証拠方法とする証拠調べには、証人尋問、当事者尋問及び鑑定があり、物体を証拠方法とする証拠調べには書証と検証があります。

特許法では、証拠調べの手続について基本的に民事訴訟法の規定を準用しています(第151条)。

(3) 審判と民事訴訟との違い

審判は、公開主義、期日の呼出し、期日における調書の作成、証拠調べの手続など、多くの部分で民事訴訟の手続に倣っていますが、民事訴訟との間に違いもあります。

まず、民事訴訟では、「弁論主義」を採用し、裁判の基礎となる訴訟資料の提出を当事者の権能かつ責任とします。裁判所は、当事者が主張していない事実を認定して裁判の基礎とすることは許されず、当事者間に争いのない事実そのまま裁判の基礎にしなければなりません。

また、民事訴訟では、弁論及び証拠調べを口頭で

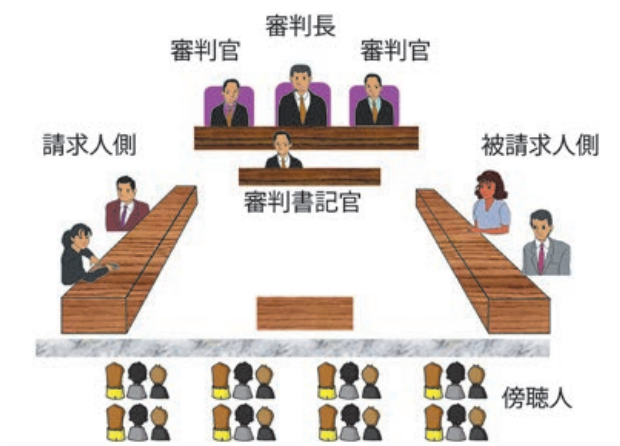


図1 口頭審理における審判廷内の配置³⁾

3) 産業構造審議会知的財産分科会第42回特許制度小委員会資料3スライド4参照。

行う「口頭主義」が採用されており、口頭で陳述されたもののみが訴訟資料となります⁴⁾。

終局判決を得るためには、口頭弁論を経ることが必要とされており(民事訴訟法第87条第1項本文)、単に審理方式としての口頭弁論を経るだけでなく(形式面)、裁判の基礎とするためには口頭弁論で陳述される必要があります(実質面)。

それに対して、審判では、「職権主義」を採用しています。職権主義には、職権進行主義と職権探知主義があり、前者は、審判官が審判手続の進行を当事者の申立てによることなく職権で行うことを指し、後者は、審判官が当事者の主張による拘束を受けることなく、審決の基礎となる資料を職権によって積極的に収集することを指します。

審判の審理は、口頭でも書面でも行うことができ、口頭審理による場合においても、書面で提出された主張等は全て審判において有効に陳述されたこととなります。

したがって、特許庁における口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論とは異なり、書面で提出されたものを審判官の前で改めて口頭で陳述することが法律的に意義をもつものではなく、審判長が審尋し、争点を整理することで、当事者の適切な主張立証を実現することに意義があるといえます(審判便覧33-00の2.)。

口頭審理については特許法に独自の規定(第145条)が置かれています。

3. 口頭審理のオンライン化に係る法改正の経緯

(1) 改正の背景

2019年末に中国において発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、2020年4月7日に一度目の緊急事態宣言が発令されるに至りました。

審判の口頭審理は、上述のとおり、当事者及び参加人が特許庁の審判廷に出頭し、かつ、公開の場、すなわち傍聴人がいる中で開催されるもので、口頭審理の開催により都道府県を跨いだ人の移

動及び人と人との接触が生じ得ます。そのため、一度目の緊急事態宣言下においては口頭審理の開催が見送られました。緊急事態宣言の解除後は、当事者の希望を踏まえ、マスクの着用、審判廷の換気、傍聴人の検温、人数制限等の感染症対策を講じたうえで、口頭審理を開催できるようになりましたが、例年に比べ口頭審理の実施件数は大きく減少しました。

このような状況から、審判の当事者及び参加人が感染症への不安を抱くことなく口頭審理の期日における手続に関与できるようにすることが望まれました。また、近年のデジタル化等の社会構造の変化に対応する観点からも、審判の当事者が特許庁の審判廷に出頭することなく、オンラインで手続に関与できるようにすることでユーザーの利便性が向上すると考えられました。

(2) 産業構造審議会における議論

令和2年11月2日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第42回特許制度小委員会において、口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化が取り上げられました。同小委員会においては、ウェブ会議システム等(ウェブ会議システムやテレビ会議システムといった映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる手段)を用いて、当事者、参加人及び代理人が審判廷に出頭することなく口頭審理期日の手続に関与することを可能にする方向で意見が一致し、令和3年2月に同小委員会の報告書がとりまとめられました⁵⁾。

(3) 特許法等の改正

その後政府において検討が進められ、内閣法制局による審査を経て、「特許法等の一部を改正する法律案」が令和3年3月2日に閣議決定されました。同法律案は第204回国会(常会)に提出され、衆参両院において可決、成立し、同年5月21日に令和3年法律第42号として公布されました。

同法律のうち特許法第145条等の改正についての施行日は、「公布の日から起算して六月を超えな

4) 弁論主義・口頭主義の説明について、裁判所職員総合研修所監修、「民事訴訟法講義案(三訂版)」(2016)一般財団法人司法協会、96-121ページ参照。

5) 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」(令和3年2月)36-40ページ参照。

い範囲内において政令で定める日」(同法律附則第1条第3号)とされ、その後、令和3年政令第256号により、令和3年10月1日が施行日とされました。

したがって、令和3年10月1日以降に行われる口頭審理から当事者等はウェブ会議システムを利用して手続に関与できるようになります。

4. 改正の具体的な内容

(1) 口頭審理のオンライン化に係る規定

改正により、特許法第145条に第6項及び第7項が新設されました。

(審理における審理の方式)

第百四十五条 (略)

2～5 (略)

6 審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、第三項の期日における手続を行うことができる。

7 第三項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。

①第6項について

第6項は、当事者及び参加人が、口頭審理期日に審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等により手続に関与することを可能にするものです。

改正後においても、第145条第3項は維持されておりますので、口頭審理による審判をするときは、当事者に対して期日の呼出しを行い、審判廷に当事者が出頭することが基本となりますが、新設された同条第6項により、当事者の申立て又は職権により、審判長の判断で、当事者が審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して手続に関与することが可能になりました。

オンラインによる口頭審理を開催する要件は、新型コロナウイルス感染症等の拡大といった事情に限定されません。したがって、当事者の希望を考慮して、柔軟に対応できる規定となっております。特に

遠隔に所在する当事者にとっては、特許庁の審判廷(東京都千代田区)まで出頭する金銭的・時間的負担が削減でき、利便性が向上します。

オンラインによる口頭審理を開催する場合であっても審判官及び審判書記官は審判廷において審理を行います(図2)。審判廷にいる審判官及び審判書記官とオンラインで参加する当事者とは、スクリーンの映像及び音声を通じて相互に認識することができます。傍聴人は、審判廷に設置されたスクリーンの映像及び音声を通じて、オンラインで参加する当事者の様子を認識することができます。



図2 オンライン口頭審理のイメージ

オンライン口頭審理においては、当事者の全員がオンラインで参加する必要はありません。一方の当事者はオンラインで参加し、他方の当事者は審判廷に出頭することも可能です。

また、一当事者のうちの一部が審判廷に出頭し、その他の者はオンラインで参加することも可能です。例えば、当事者本人が大阪に所在し、代理人弁理士が東京に所在する場合に、代理人は審判廷に出頭し、当事者本人は大阪からオンラインで参加することができます。

このように、当事者の希望等を踏まえて、オンラインとするか否か、誰がオンラインで参加するかなど、柔軟に対応することができます。

②第7項について

上述のとおり、特許法第145条第3項は改正後も維持されておりますので、口頭審理による審判をするときは、審判長は当事者に対して期日の呼出しを行います。呼出しを受けた当事者が正当な理由なく出頭しなければ、過料に処されます(第203条)。

そのため、今般の法改正により第145条第7項が

新設され、当事者がオンラインで口頭審理期日の手続に関与した場合であっても、期日に出頭したものとみなすことにより、当該当事者が第203条により過料に処されることがないように手当てされました。

③委任省令について

新設された第145条第6項では、「経済産業省令で定めるところにより」とされており、口頭審理をオンラインで行う場合の手続について省令に委任しています。

具体的には、令和3年経済産業省令第72号により特許法施行規則に第51条の2が新設されました。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭審理)

第五十一条の二(新設) 審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2 審判長は、前項の装置又は場所が相当でないとき、当事者又は参加人に対し、その変更を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、審判長は、第一項の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる。

4 第一項の手続を行つたときは、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

オンラインで口頭審理を行う場合において、当事者が使用する通信設備等の装置が映像と音声を送受信するために十分とはいえない場合や、オンラインで参加する当事者等の所在場所において騒音がある場合等には、口頭審理の進行に支障をきたす恐れがあります。

そのため、第1項では、オンラインで口頭審理を行う場合に、審判長が手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認する旨が規定されています。例えば、口頭

審理の期日以前において通信テストをすることで、当事者が使用する装置や場所が適切であるか確認することが想定されます。

また、第2項では、当事者が使用する装置や場所が適切でないときに、審判長がその変更を命じることができる旨を規定しています。例えば、当事者の映像や音声途切れてしまって、映像と音声を円滑に送受信できない場合は装置が適切でないと考えられます。また、当事者がいる場所において大きな騒音がある場合や、個室でなく第三者が自由に行き来できるようなカフェなどは適切でないと考えられます。

第3項は、審判長が口頭審理の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる旨を規定しています。「手続の円滑な進行のために必要な措置」とは、例えば、オンラインで参加する当事者のカメラの配置や音声の大きさなどが適切になるように当事者に調整させることや、当事者が審理の進行を妨害した場合において当該当事者との通信を遮断することなどが考えられます。

第4項は、口頭審理をオンラインで行った場合に、その旨及びオンラインで参加した当事者の場所を調書に記載する旨を規定しています。

上記のほか、口頭審理をオンラインで行う場合における具体的な運用については、特許庁HPに掲載されている「口頭審理実務ガイド」⁶⁾等をご参照ください。

(2) 証拠調べのオンライン化に係る規定

今般の法改正では、口頭審理の期日に加え証拠調べ及び証拠保全(以下単に証拠調べという。)の期日についても、当事者がオンラインで手続に関与できるようにされました。具体的には、特許法第151条において、新設された第145条第6項及び第7項の準用が追加されました。

第一百五十一条 第百四十五条第六項及び第七項並びに第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項……(中略)……の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。(以下略)

6) 特許庁HP「口頭審理実務ガイド」及び「オンライン口頭審理に関するQ&A」参照。
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/koutou_shinri.html

本条により、当事者の申立て又は職権により、審判長の判断で、当事者が審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して証拠調べの期日における手続に関与することが可能になりました。

(3) 判定、異議申立て等における準用

今般の法改正により新設された第145条第6項及び第7項並びに改正後の第151条は、判定の手続に準用されております(第71条第3項)。したがって、判定において口頭審理⁷⁾又は証拠調べを行う場合においても、当事者がオンラインで手続に関与できるようになりました。

また、改正後の第151条は、特許異議の申立てにも準用されていますので(第120条)、特許異議の申立てにおいて証拠調べを行う場合⁸⁾においても、当事者がオンラインで手続に関与することが可能になりました。

さらに、新設された第145条第6項及び第7項並びに改正後の第151条は、実用新案法、意匠法及び商標法においても準用されているため、実用新案法、意匠法及び商標法の審判、判定等においても、当事者がオンラインで手続に関与できるようになりました。

5. オンラインによる傍聴

今般の法改正は、「当事者」がオンラインにより口頭審理の期日における手続に関与できるようにするためのものであり、「傍聴人」については法改正の対象ではありません。

法令上は、「口頭審理は、公開して行う」(第145条第5項)とされているのみであり、「公開」を具体的にどのように行うかについては定められておりません。現行の運用では、審判廷の傍聴席を一般の方に解放することで公開が担保されておりますが、公開を担保するための方法としては、口頭審理の様子をインターネット等で配信することにより公開する方法も考えられます。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、インターネット配信による傍聴を認めるかどうかについて議論され、賛否両論がありました。

インターネット配信を積極的に認める意見としては、海外の当事者もいるのでインターネットにより傍聴できるようになれば画期的であるという意見や、EPOの異議申立てのoral proceedingsでは事前に氏名やメールアドレスを登録することでどこからでもインターネットでの傍聴が可能になっており、日本でも何らかの形で認めてほしいという意見がありました。

一方で、インターネットを通じて広く傍聴を認めることには強い懸念も示されました。具体的には、インターネットを通じて口頭審理を公開すると、幾らアナウンスをしても録音等を防ぐことはできないという意見、録音等されてその一部だけが切り取られて拡散されてしまう懸念があるという意見、インターネットにより広く配信することは時期尚早であり、憲法上の公開の要請もそこまで求めるものではないという意見、インターネットを通じた公開には個人情報等の問題があるのでかなり難しいのではないかという意見、公開原則があるとはいえインターネット配信については慎重に進めるべきであり、まずは特許庁の別室や公的機関での傍聴から進めるのによいという意見等が出されました⁹⁾。

インターネット配信による傍聴を認めるかどうかは、0か1かの議論ではありません。特許庁の審判廷における傍聴を前提として維持しつつ、特定の人に限ってインターネット配信を認めるといった選択肢も考えられます。

6. 民事裁判手続のIT化の動き

(1) 民事裁判手続のIT化の状況

平成8年に成立した民事訴訟法において、争点整理手続では、電話会議システムの利用が可能になり、また、証拠調べ手続では、証人が遠隔の地に居住する場合などにおいて、テレビ会議システムを利用して証人の尋問をすることが可能とされています。

7) 判定は書面審理が原則ですが、口頭審理によるものとすることも可能です(第71条において読み替えて準用する第145条第2項)。

8) なお、特許異議の申立てについての審理は書面審理によるものとされているため(第118条第1項)、特許異議申立てでは口頭審理は行われません。

9) 前掲注5報告書38-39ページ参照。

しかし、弁論準備手続における電話会議システムの利用は、一方当事者が出頭した場合に限られており（民事訴訟法第170条第3項）、また、口頭弁論については、電話会議システムやテレビ会議システムの利用は認められておらず、当事者双方が法廷に出頭することが前提とされています。

また、平成16年の民事訴訟法改正によりオンライン申立て等を可能とする規定が設けられましたが（民事訴訟法第132条の10）、それを実現するための最高裁規則等が整備されていないため、未だオンラインによる訴状の提出等ができない状況にあります。

(2) 民事裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正等の動向

2018年に公表された裁判手続等のIT化検討会の報告書¹⁰⁾では、裁判手続等のIT化を検討するに当たっては、「3つのe」、すなわち、①e提出、②e法廷、③e事件管理の実現という観点から検討を進めることが相当であるとされました。

「①e提出」には、オンラインでの訴えの提起を可能とすること、答弁書等の書類の提出や判決の送達をオンラインで行えるようにすることなどが含まれます。

「②e法廷」には、口頭弁論の期日等に当事者が法廷に出頭することなくウェブ会議システム等を利用して手続に関与できるようにすることなどが含まれます。

「③e事件管理」には、裁判所が管理する訴訟記録等に当事者等がオンラインでアクセスできるようにすることなどが含まれます。

また、2018年に閣議決定された「未来投資戦略2018－「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革－」¹¹⁾では、「民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指す」とされ、口頭弁論期日において当事者が出頭することなく手続に関与できるようにすること等については、2022年度頃の実現を目

指すこととされました。

その後、法制審議会に民事訴訟法（IT化関係）部会が設置され、令和2年6月19日における第1回会議から民事裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正について検討が進められています。同部会の第9回会議（令和3年2月19日開催）では、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」¹²⁾が取りまとめられ、公表されました。同中間試案には、上記3つのeを実現するための民事訴訟法の改正について方向性が示されています。

例えば、口頭弁論の期日においてウェブ会議システムを利用して当事者が手続に関与できるようにするため、以下のような規律を民事訴訟法に設けることが提案されています。

「裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとする。その期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。」¹³⁾

また、証人尋問については、オンラインで証人尋問を行うための要件を緩和することが検討されており、上記中間試案では、証人が遠隔の地に居住する場合等のほか、「相当と認める場合において、当事者に異議がないとき」等においても、オンラインによる証人尋問を可能にすることが提案されています。

上記のほか、訴状や答弁書の提出、判決の送達等、民事裁判手続を全面的にIT化するための民事訴訟法等の改正が上記中間試案において提案されています。

(3) 民事訴訟法改正による審判手続への影響

審判手続では、民事訴訟法の条文が多く準用されており、本項では、仮に民事訴訟法が改正された場合における審判手続への影響について検討します。

10) 裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－（平成30年3月30日）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

11) 未来投資戦略2018－「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革－（平成30年6月15日）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

12) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案 <http://www.moj.go.jp/content/001342957.pdf>

13) 前掲注12中間試案8ページ参照。

今般の特許法等の改正により、「当事者」が口頭審理又は証拠調べの期日においてオンラインで手続に関与できるようになりました。同改正は、民事訴訟法を準用することなく、特許法に独自の規定を置くことで実現されています(第145条第6項及び第7項並びにこれらを準用する第151条)。

一方で、一定の要件の下で証人尋問における「証人」がオンラインで尋問を受けることができるようにする規定や、鑑定における「鑑定人」がオンラインで意見を述べるようにする規定等については、民事訴訟法を準用しています(特許法第151条において準用する民事訴訟法第204条及び第215条の3等)。

したがって、上記中間試案において提案されているように、将来、オンラインで証人尋問する要件等の緩和のための民事訴訟法改正が実現された場合には、特許法において改正後の民事訴訟法の規定が準用されることで、審判における証人尋問等においても、「証人」等がオンラインで手続に関与するための要件が緩和されることになります。

7. 審判手続のオンライン化の現状と今後

特許庁は、1990年に世界で初めて特許の電子出願の受付を開始するなど、世界に先駆けて電子化を推進してきました。特許庁に対する出願等の申請手続は年間約310万件あり、そのうち約275万件は電子的に処理されています¹⁴⁾。

審判手続では、拒絶査定不服審判の手続では電子化が実現されており、審判請求書や意見書の提出、審決の送達、審判書類の閲覧等、インターネット出願ソフトによりオンラインでの手続が可能とされています。

一方で、無効審判や異議申立てでは、オンラインでの審判請求書や意見書等の提出、審決や決定の送達等は、費用対効果の観点等¹⁵⁾から実現されておりません。

今般の特許法等の改正により、口頭審理及び証拠

調べの期日において当事者がオンラインで手続に関与できるようになったことで、審判手続のオンライン化が一步前進しましたが、無効審判等における書類の提出、送達等のオンライン化については今後の課題として残っております。

令和2年10月から令和3年1月までの5回にわたって開催された産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会においては、オンライン化されていない手続のオンライン化が取り上げられました。

令和3年2月に公表された報告書¹⁶⁾では、特許庁に対する全ての申請手続をオンライン化する方向で検討を進めることとされました。

同報告書では具体的なロードマップは示されておりませんが、特許庁への申請手続の全面的なオンライン化の方針が示されたことは大きな一歩であるといえます。

8. おわりに

本稿では、口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化に係る法改正の背景とその具体的な内容を紹介するとともに、民事裁判手続のIT化の動向とその審判手続への影響等を説明しました。同法改正により審判手続のオンライン化が一步前進し、ユーザーの利便性が向上したといえます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、リモートワークの進展等社会構造が大きく変化しており、このような社会構造の変化等に対応するため、今後審判手続についての更なるオンライン化が期待されます。

profile

大屋 静男 (おおやしずお)

平成15年4月特許庁入庁(審査第二部熱機器)、平成19年4月審査官昇任、その後、総務課制度改正審議室、審査第二部(ロボティクス、特殊加工、照明機器、治療機器)、経済産業省産業技術環境局産業技術政策課、経済協力開発機構(OECD)、審判第16部門を経て、令和元年10月より審判課審判企画室にて本法改正を担当し、令和3年4月より現職

14) 産業構造審議会知的財産分科会第1回基本問題小委員会配付資料1スライド65参照。

15) オンライン化が実現されている拒絶査定不服審判では年間約1万7千件の審判請求がありますが、無効審判では年間数百数十件程度の件数規模となっています。

16) 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」(令和3年2月)24-26ページ参照。